

佐賀県議会告示第1号

佐賀県議会事務局規程（昭和36年佐賀県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

佐賀県議会議長 桃 崎 峰 人

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>(事務局職員の職)</p> <p>第1条 佐賀県議会事務局(以下「事務局」という。)の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="237 632 1106 912"><tr><td data-bbox="237 632 528 772">書記</td><td data-bbox="533 632 1106 772">略 技師</td></tr><tr><td data-bbox="237 775 528 912">その他の職員</td><td data-bbox="533 775 1106 912">略 運転技術員</td></tr></table> <p>(職員の職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 主事又は技師は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。</p> <p>(局長専決)</p> <p>第8条 局長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5)・(6)</u></p>	書記	略 技師	その他の職員	略 運転技術員	<p>(事務局職員の職)</p> <p>第1条 佐賀県議会事務局(以下「事務局」という。)の職員の職は、次の表の右欄に掲げるとおりとし、それぞれ左欄の職員をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="1164 632 2033 912"><tr><td data-bbox="1164 632 1456 772">書記</td><td data-bbox="1460 632 2033 772">略 技師 <u>会計年度任用職員</u></td></tr><tr><td data-bbox="1164 775 1456 912">その他の職員</td><td data-bbox="1460 775 2033 912">略 運転技術員 <u>会計年度任用職員</u></td></tr></table> <p>(職員の職務)</p> <p>第6条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 主事、<u>技師又は会計年度任用職員</u>は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。</p> <p>(局長専決)</p> <p>第8条 局長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 会計年度任用職員の任免、その他人事に関すること。</u></p> <p><u>(6)・(7)</u></p>	書記	略 技師 <u>会計年度任用職員</u>	その他の職員	略 運転技術員 <u>会計年度任用職員</u>
書記	略 技師								
その他の職員	略 運転技術員								
書記	略 技師 <u>会計年度任用職員</u>								
その他の職員	略 運転技術員 <u>会計年度任用職員</u>								

改正前	改正後
<p>(課長専決)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 総務課長は、前項に掲げる事務のほかに、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 臨時職員の進退に関すること。</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>	<p>(課長専決)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 総務課長は、前項に掲げる事務のほかに、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 会計年度任用職員の給料月額及び報酬額を決定すること。</u></p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。